

大項目 ＜重点課題（暫定）＞	小項目
多様化する福祉課題に対する 包括的な支援体制の推進	①地域を基盤とする包括的支援の強化
	②福祉に携わる職員の質の向上
	③虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
	④防災・防犯活動の推進
地域で福祉課題に取り組む 人材の確保	⑤社協や民生委員の活動支援
	⑥地域資源の発掘と連携
	⑦地域で支えあう意識づくり
	⑧地域で取組むきっかけづくり
	⑨地域における福祉活動の支援
社会的弱者の社会的・経済的な 自立と生活の向上	⑩情報提供の充実
	⑪ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
	⑫生活困窮者への支援 （生活困窮者自立支援法）
	⑬権利擁護の推進 （成年後見制度利用促進法）
	⑭事業所の評価と指導・監査

小項目の設定理由
<p>「きめ細やかな支援と、多様な課題に一体的に取り組むことが出来る体制」や、「“我が事・丸ごと” 共生社会」の実現に向け、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な支援の強化が必要。</p>
<p>「相談受付や支援をワンストップで出来る体制づくり」に向け、多くの相談・支援を行う職員自身の質の向上が必要。</p>
<p>「孤立化を防ぐため、地域社会への参加を促進」に向け、象者の早期発見・早期対応が必要。</p>
<p>「災害時に備えた、地域における取組を推進」などに向け、地域における防災活動の推進が必要。また防災と同様に日常生活における防犯活動の推進も必要。</p>
<p>「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担う社協の支援や、「地域福祉活動の担い手を確保・育成し、参加しやすい環境整備が必要」として地域福祉の大きな担い手である民生委員の活動支援が必要。</p>
<p>「地域ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等事業者も含めた地域活動の推進」や「地域福祉活動の担い手を確保・育成し、参加しやすい環境整備」に向け、その対象となりうる地域資源の発掘と連携が必要。</p>
<p>「地域福祉活動の担い手を確保・育成し、参加しやすい環境整備」や「地域福祉活動への参加のきっかけ作り」に向け、最少のステップとして地域で福祉課題に取り組むという意識づくりが必要。</p>
<p>「地域福祉活動への参加」に向け、参加の至るための最初のステップとして地域で取組むきっかけを作ることが必要。</p>
<p>「地域福祉活動の担い手を確保・育成し、参加しやすい環境整備」に向け、地域における福祉活動の支援が必要。</p>
<p>「社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上」に向け、利用者の状況に応じた情報提供の充実が必要。</p>
<p>「社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上」に向け、あらゆる人が施設等を利用できるよう「ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進」が必要。</p>
<p>「地域ニーズに合った生活困窮者自立支援制度の実施」に向け、生活困窮者への支援が必要。</p>
<p>「既存のしくみを活用しながら、成年後見制度の利用促進」に向け、権利擁護の推進が必要。</p>
<p>「ニーズの把握と、福祉サービスの適切な周知」に向け、福祉事業所の評価・公表や法人・施設への指導監査が必要。</p>

◆ 第2期計画と第3期計画の構造

第2期計画の体系				
大項目	中項目	小項目	ページ	
2 地域の相談・支援体制の充実	(2) 相談・支援体制の充実	① 地域における相談支援体制の整備	50	
		② 生活課題に応じた各関係機関のネットワークの構築	50	
		③ 保健医療・福祉の連携した事業の実施	50	
2 地域の相談・支援体制の充実	(4) サービスの質の向上	① 保健医療・福祉に携わる職員の資質の向上	52	
3 地域で支えあう意識の情勢と参加のきっかけづくり	(2) 交流を通じたきっかけづくり	② 交流の「場」の提供・支援	54	
5 地域で支えあうしくみの充実	(1) 見守り体制の強化	① 地域におけるネットワークの構築	57	
1 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	(3) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進	① 要援護者を災害・犯罪から守るしくみづくり	47	
4 地域で支えあう人材の育成・支援	(2) 福祉人材の育成	① ボランティアリーダーの育成	56	
		② コーディネーターの育成	56	
	(1) 地域資源との連携	① 地域福祉の担い手となる得る団体との連携	55	
3 地域で支えあう意識の情勢と参加のきっかけづくり	(1) 尊重し支えあう意識づくり	① 福祉教育の充実	53	
		② 意識のバリアフリー化の推進	53	
	(2) 交流を通じたきっかけづくり	① 地域福祉活動に関する情報提供の充実	54	
5 地域で支えあうしくみの充実	(1) 見守り体制の強化	② 地域におけるコーディネート機能の充実	57	
		(2) 地域福祉活動の支援	① 地域課題を地域で解決する取り組みへの支援	58
		(3) ボランティア活動の推進	① ボランティア活動の支援	59
2 地域の相談・支援体制の充実	(1) 情報提供の充実	① 利用者の状況に応じた情報提供と情報バリアフリーの推進	49	
1 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	(1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	① ハード整備と普及啓発	46	
2 地域の相談・支援体制の充実	(3) 生活困窮者への支援	① 貧困の相談、若年層へのサポート体制の構築	52	
1 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	(2) 権利擁護事業の充実	① 本人の権利を守り、地域で安心・自立した生活を送るための支援体制強化	47	
2 地域の相談・支援体制の充実	(4) サービスの質の向上	② 利用者の視点に立った事業所評価及び検査	53	

第3期計画の骨子（案）	
小項目	大項目 <重点課題(暫定)>
① 地域を基盤とする包括的支援の強化	多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進
② 福祉に携わる職員の質の向上	
③ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応	
④ 防災・防犯活動の推進	
⑤ 社協や民生委員の活動支援	地域で福祉課題に取り組む人材の確保
⑥ 地域資源の発掘と連携	
⑦ 地域で支えあう意識づくり	
⑧ 地域で取組むきっかけづくり	
⑨ 地域における福祉活動の支援	
⑩ 情報提供の充実	社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上
⑪ ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	
⑫ 生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）	
⑬ 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進法）	
⑭ 事業所の評価と指導・監査	

【第2期】計画

大項目1 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

(1)ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

① ハード整備と普及啓発

- No.1 思いやり駐車スペース設置補助（福祉政策課・弱）
- No.2 土砂災害ハザードマップ作成（防災課・災）
- No.3 赤ちゃん・ふらっと設置促進（子どものしあわせ課）
- No.4 東京都福祉のまちづくり条例（福祉政策課）

(2)権利擁護事業の充実

① 本人の権利を守り、地域で安心・自立した生活を送るための支援体制強化

- No.5 成年後見活用（福祉政策課・弱）
- No.6 高齢者在宅生活支援サービス（高齢者福祉課・弱）
- No.7 成年後見支援（高齢者福祉課）
- No.8 成年後見支援（障害者福祉課）

(3)地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

① 要援護者を災害・犯罪から守るしくみづくり

- No.9 障害者計画・障害福祉計画策定（障害者福祉課・弱）
- No.10 消費者教育推進（消費生活センター・弱）
- No.11 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業（保健対策課・災）
- No.12 自主防災組織運営（防災課・災）
- No.13 土砂災害ハザードマップ作成（防災課・災）
- No.14 障害別避難支援マニュアル策定（障害者福祉課・災）
- No.15 地域における災害時要支援者支援体制の構築（福祉政策課）

【第3期計画】案

○大項目 多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

○小項目

④防災・防犯活動の推進

虐待や孤立化を予防し早期に発見するためには、地域ぐるみの見守り体制を機能させていくことが大事である。そうして発見されたケースを早期に支援機関につないでいくことで、深刻化する前に対応することができ、孤立死の早期発見にもつながる。こうした普段からの取組みが、犯罪を抑止する効果にもつながり、災害時にも生きてくるものである。

行政や支援機関をはじめ、地域住民や民間事業者がそれぞれの役割を果たせるようネットワークを活用する。

○大項目 地域で福祉課題に取り組む人材の確保・育成

○小項目

○大項目 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

○小項目

⑪ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

様々な施設や設備が誰でも利用しやすく、また、情報を得る場合も誰でも利用しやすい、というユニバーサルデザインの考えに基づき、対象者を問わず、誰もが地域で自立した生活をする事ができるまちづくりを推進する。

また、公共施設におけるユニバーサルデザインの推進だけでなく、民間施設においてもユニバーサルデザインの普及を推進する。

⑬権利擁護の推進

判断能力が十分ではない人の権利を守り、支援していくことは地域で自立した生活をする上で必要な条件の一つである。

成年後見制度については新法が成立し、制度の周知や利用促進についてより一層推進していくこととなった。八王子市では社協に委託し「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」が成年後見制度の推進機関として事業を実施している。また、高齢者福祉課・障害者福祉課では、成年後見制度利用の際の助成事業も行っている。今後は、市と社協、関係機関が一体的に制度の周知し、利用を促進していく。

【第2期】計画

大項目2 地域の相談・支援体制の充実

(1)情報提供の充実

① 利用者の状況に応じた情報提供と情報バリアフリーの推進

- No.16 子育て支援メールマガジンの発行（子どものしあわせ課・弧）
- No.17 市公式 Face Book「すくすく＊はちおうじ」（子どものしあわせ課）
- No.18 土砂災害ハザードマップ作成（防災課・災）
- No.19 障害別避難支援マニュアル策定（障害者福祉課・災）

(2)相談・支援体制の充実

① 地域における相談支援体制の整備

- No.20 シルバーふらっと相談室運営（高齢者いきいき課・弧）
- No.21 シルバー見守り相談室（高齢者いきいき課・弧）
- No.22 地域包括支援センター業務委託（高齢者福祉課・弧弱）
- No.23 発達障害児支援（障害者福祉課・弱）
- No.24 障害者就労支援（障害者福祉課・弱）
- No.25 障害者地域生活支援拠点事業（障害者福祉課・弱）
- No.26 障害別避難支援マニュアル策定（障害者福祉課・弱）
- No.27 地域子ども家庭支援センター南大沢機能充実（子ども家庭支援センター・弱）
- No.28 消費者保護対策（消費生活センター・弱）
- No.29 社会福祉協議会補助金「いきいきプラン八王子」の推進（福祉政策課・弧）
- No.30 「八王子市障害者差別禁止条例」の改正（障害者福祉課）

② 生活課題に応じた各関係機関のネットワークの構築

- No.31 生活困窮者自立支援（生活自立支援課・弧）
- No.32 障害者地域生活支援拠点事業（障害者福祉課・弱）

③ 保健医療・福祉の連携した事業の実施

- No.33 新大横保健福祉センターの開設（大横保健福祉センター）

(3)生活困窮者への支援

① 貧困の相談、若年層へのサポート体制の構築

- No.34 生活困窮者自立支援準備（生活自立支援課・弱）
- No.35 子どもの健全育成（生活自立支援課・弱）
- No.36 生活困窮者自立支援（生活自立支援課・弱）
- No.37 若者自立就労支援（児童青少年課）

(4)サービスの質の向上

① 保健医療・福祉に携わる職員の資質の向上

- No.38 認知症高齢者支援（高齢者福祉課・弱）
- No.39 障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修（障害者福祉課）
- No.40 社会福祉士実習指導者の育成（福祉政策課）

② 利用者の視点に立った事業所評価及び検査

- No.41 東京都福祉サービス第三者評価受審費補助（福祉政策課等）
- No.42 社会福祉法人認可事務及び指導検査事務（指導監査課）

【第3期計画】案

○大項目 多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

○小項目

①地域を基盤とする包括的支援の強化

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各支援機関が各地域に設置され、身近な専門支援機関として機能を果たしている。しかし、地域における福祉課題は多様化しており、それらに対応するためには包括的な支援体制が必要である。

既存の専門支援機関を横につなぎ、社会福祉協議会の地域福祉推進拠点が核となりながら、包括的なネットワークを構築する。

②福祉に携わる職員の質の向上<継続>

福祉課題が複雑化・多様化していく中で、それに対応すべく福祉の制度も複雑化している。福祉に携わる職員は、専門分野の知識だけでなく、周辺の分野についても一定の知識と理解を持つことが必要である。

行政職員だけでなく、民間事業者や地域住民がこうした知識を得る機会を設け、質の向上につなげる。

○大項目 地域で福祉課題に取り組む人材の確保・育成

○小項目

○大項目 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

○小項目

⑩情報提供の充実

“必要としている人”に“必要な情報”をいかに適切に提供するかが課題となっている。また、ただ情報を発信するだけでなく、その内容を分かりやすく表現することが求められている。

地域で安心・安全に暮らせるよう、今後も利用者の状況に応じた手段を使い、適切な情報発信を行う。

⑫生活困窮者への支援

生活困窮者へは、新法のもと、様々な支援策が講じられ、社会的・経済的な自立に向け、支援を行っている。一方で、生活困窮者は実態を捉えることが難しく、支援を必要としている人や、福祉サービスに結びつきにくい人をいかに発見していくかが課題である。

行政の包括的な支援体制を充実させ、また、社会福祉協議会の地域福祉推進拠点が核となりながら、対象者の発見や支援を行う。

⑭事業所の評価と指導・監査

福祉サービスを提供する民間事業者も増加している。行政機関直営の事業所だけでなく、こうした民間事業所についても、同様に質の確保が必要である。

市の指導・監査の機能を充実させるとともに、民間事業者自らが第三者による評価の受審することで、福祉サービスを提供する事業所の質の向上を図る。

【第2期】計画

大項目3 地域で支えあう意識の情勢と参加のきっかけづくり

(1) 尊重し支えあう意識づくり

① 福祉教育の充実

- No.43 認知症高齢者支援（高齢者福祉課・弱）
- No.44 防災意識市民啓発（防災課・災）
- No.45 学校等への車いす等体験学習（社会福祉協議会）
- No.46 体験学習サポーターの養成（社会福祉協議会）

② 意識のバリアフリー化の推進

- No.47 認知症高齢者支援（高齢者福祉課・弱）
- No.48 障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修（障害者福祉課）
- No.49 学校等への車いす等体験学習（社会福祉協議会）

(2) 交流を通じたきっかけづくり

① 地域福祉活動に関する情報提供の充実

- No.50 認知症高齢者支援（高齢者福祉課・弱）
- No.51 ボランティア活動支援（社会福祉協議会）

② 交流の「場」の提供・支援

- No.52 サロン活動支援事業（高齢者いきいき課・弧）
- No.53 認知症高齢者支援（高齢者福祉課・弱）
- No.54 子育てサロン（社会福祉協議会）

【第3期計画】案

○大項目 多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

○小項目

③ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

虐待・孤立化の背景の一つとして、社会参加の機会が乏しいことがある。交流の“場”の提供など、気軽な社会参加の機会を提供することで、現在抱えている問題を発見し解決に導くことで、虐待・孤立化を予防することも可能である。また、そうした“場”において虐待・孤立化の兆候を発見できれば、早期対応することができ、深刻化を防ぐことが出来る。こうした地域活動を支援していく。

○大項目 地域で福祉課題に取り組む人材の確保・育成

○小項目

⑦ 地域で支えあう意識づくり

地域には多様な人がいる。地域で暮らすうえで、多様性を理解し、尊重し支えあう意識を育むことが必要である。

小・中学校や一般向けの福祉教育や、対象者を限定しない交流、ちょっとした気遣いを促すことで、地域で支えあう意識づくりを進める。

⑧ 地域で取り組むきっかけづくり

地域活動に取り組むきっかけは様々だが、既存の活動状況を知ることは大きな要因のひとつといえる。また活動内容について互いに情報交換、情報共有ができる場を設けることは、新たな取り組みのきっかけづくりとして有効といえる。

地域のためにボランティア活動を行いたい、また、自身の経験や特技などを活かし活動したい方に対し、必要な情報を提供するとともに、各地域で活動する方々が情報を共有できるよう、紙面、インターネット、講座、発表会など情報提供の充実を進める

また地域福祉推進拠点に常勤するコミュニティソーシャルワーカー、及び生活支援コーディネーターといった専門職を中心として、交流の「場」の提供・支援の充実を目指す。

○大項目 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

○小項目

大項目4 地域で支えあう人材の育成・支援

(1)地域資源との連携

① 地域福祉の担い手となり得る団体との連携

- No.55 社会福祉協議会補助金運営費（福祉政策課・弧）
- No.56 社会福祉協議会補助金「いきいきプラン八王子」の推進（福祉政策課・弧）
- No.57 地域福祉計画の推進（福祉政策課・弧）
- No.58 出前講座「高齢者の見守りについて」（高齢者いきいき課・弧）
- No.59 高齢者ボランティアポイント制度（高齢者いきいき課・弧）
- No.60 子育て応援団（子ども家庭支援センター・弧）
- No.61 認知症高齢者支援（高齢者福祉課・弱）
- No.62 自主防災組織運営（災）

(2)福祉人材の育成

① ボランティアリーダーの育成

- No.63 社会福祉協議会補助金「いきいきプラン八王子」の推進（福祉政策課・弧）
- No.64 地域福祉計画の推進（福祉政策課・弧）
- No.65 自主防災組織運営（災）
- No.66 社会福祉協議会補助金ボランティア活動推進事業（福祉政策課・災）

② コーディネーターの育成

- No.67 社会福祉協議会補助金「いきいきプラン八王子」の推進（福祉政策課・弧）
- No.68 地域福祉計画の推進（福祉政策課・弧）
- No.69 高齢者コーディネートセンター（高齢者いきいき課・弧）
- No.70 社会福祉協議会補助金ボランティア活動推進事業（福祉政策課・災）

○大項目 多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

○小項目

○大項目 地域で福祉課題に取り組む人材の確保・育成

○小項目

⑤社協や民生委員の活動支援

多様化する福祉課題に対し地域福祉の力で解決を目指す社会福祉協議会として、体制の強化がもめられる。そこで活動自体を支援してくれるボランティア等の存在は重要となっている。

特に災害時にのみ開設する「災害ボランティアセンター」の運営においては、日頃から訓練を受けた多くのボランティアリーダーを要することから、毎年の養成講座の実施やより実践的な訓練を行い育成していく。

地域福祉推進拠点に常駐するコミュニティソーシャルワーカーが、地域の身近な相談相手である民生委員の活動をバックアップすることで、専門的な機関へのスムーズな橋渡しや相談・支援により負担感の軽減を図ることで、活動を支援する。

⑥地域資源の発掘と連携

超高齢社会において、今後も福祉サービスの増加が見込まれる中、地域のことは地域で解決する必要性はますます高まっていくことから、地域資源との連携が期待される。

地域福祉推進拠点に常勤するコミュニティソーシャルワーカー、及び生活支援コーディネーターといった専門職を中心として、福祉課題に対応できる地域力(地域資源)である、人、団体、施設等を発掘・育成するとともに、連携体制を確立していく。

○大項目 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

○小項目

【第2期】計画

大項目5 地域で支えあうしくみの充実

(1)見守り体制の強化

① 地域におけるネットワークの構築

- No.71 見守り協定（福祉政策課・弧）
- No.72 自主防災組織運営（防災課・災）
- No.73 社会福祉協議会補助金ボランティア活動推進事業（福祉政策課・災）
- No.74 シルバーふらっと相談室運営（高齢者いきいき課）
- No.75 シルバー見守り相談室運営（高齢者いきいき課）
- No.76 小地域福祉活動団体情報交換会（社会福祉協議会）

② 地域におけるコーディネート機能の充実

- No.77 社会福祉協議会補助金ボランティア活動推進事業（福祉政策課・災）

(2)地域福祉活動の支援

① 地域課題を地域で解決する取り組みへの支援

- No.78 自主防災組織運営（防災課・災）
- No.79 土砂災害ハザードマップ作成（防災課・災）
- No.80 社会福祉協議会補助金ボランティア活動推進事業（福祉政策課・災）
- No.81 小地域福祉活動団体情報交換会（社会福祉協議会）

(3)ボランティア活動の推進

① ボランティア活動の支援

- No.82 社会福祉協議会補助金ボランティア活動推進事業（福祉政策課・災）
- No.83 ボランティア活動支援（社会福祉協議会）

【第3期】計画の視点

○大項目 多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

○小項目

③虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

第2期計画においては、「見守り体制の強化」を「地域で支えあうしくみの充実」のひとつとして位置付けていたが、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者やいじめ、児童・障害者虐待を早期に発見し、適切な関係機関につなげる取組みは、安心・安全な暮らしの実現により直結するため、「誰もが安心・安全に暮らすための支援体制づくり」に位置付けた。

高齢者見守り相談窓口などの拡充に加え、日常生活における異変を通報する見守り協定事業者数の拡充はもとより、市民の一人ひとりが近所の方の異変に気を配り通報できる体制づくりが求められます。

○大項目 地域で福祉課題に取り組む人材の確保・育成

○小項目

⑧地域で取り組むきっかけづくり

「地域におけるコーディネート機能の充実」は第2期計画においては、「見守り体制の強化」に位置付けていたが、本来の目的は地域の自発的な活動の醸成を目指すものであることから、「地域で取り組むきっかけづくり」に位置付けた。

地域福祉推進拠点を核として、地域における課題への取組みを進めていく。

⑨地域における福祉活動の支援

社会福祉協議会が実施するういずサービス（有償家事援助サービス）や、地域住民による地域独自の福祉サービス事業の立ち上げ、運営を支援します。

また市内2カ所のボランティアセンターの機能を地域福祉推進拠点においても具備するとともに、市内大学のボランティアセンターとの連携を強めることで、ボランティア活動の充実を目指します。

○大項目 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

○小項目